

## 平成 27 年度 北九州市の環境の現況等について

平成 27 年度の環境の現況は、昨年との状況と比べて大きな変化は無く、ほぼ横ばいで推移して、以下の項目を除いて環境基準に適合していた。

- 光化学オキシダントは全ての測定局で、微小粒子状物質（PM2.5）は 11 測定局中 9 局で環境基準に適合しなかったが、注意報発令及び注意喚起の濃度レベルまで上昇することはなかった。
- 海域の COD は、周防灘（S-1）で環境基準に適合しなかった。
- 地下水については、環境基準に適合しない井戸が新たに 1 井戸確認された。
- 自動車騒音は、市内幹線道路 214 区間で評価を行った結果、2.6% で昼夜ともに環境基準に適合しなかった。新幹線騒音は 18 測定地点のうち 6 地点で環境基準に適合しなかった。

□内は参考資料中の図表番号

### 1 大気汚染

#### (1) 一般環境大気測定局（14 測定局）及び自動車排出ガス測定局（5 測定局）

表-3, 4 □-1, 2

- ① 二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は、全ての測定局で環境基準<sup>\*1</sup>に適合していた。

\*1 環境基準：人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

- ② 光化学オキシダントは、全ての一般環境大気測定局で環境基準（0.06 ppm）に適合しなかった。しかし、注意報レベル（0.12 ppm）まで達したことはなく、市民が屋外で活動する昼間（5～20 時）の環境基準適合率は、昨年度並みであった。昼間に環境基準を下回っていた時間の割合は、88.2%（江川観測局）から 97.0%（曾根観測局）の範囲であった。

- ③ 微小粒子状物質（PM2.5）は、平成 23 年度から測定を開始し、平成 27 年度は 11 測定局で測定した。結果は、11 測定局中 9 局で環境基準に適合しなかった。しかし、注意喚起レベル（日平均  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）まで上昇することはなく、年平均値は昨年度並みであった。

#### (2) 有害大気汚染物質（4 測定局）

表-5

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、

全ての測定局で環境基準に適合していた。

### (3) アスベスト（5測定局）

表-6

5測定局でのアスベストの年間平均値は、1リットル中に0.08本であった。このうち、平成2年度から継続して測定を実施している北九州観測局の年間平均値は、1リットル中に0.08本であり、前年度と同レベルであった。

### (4) 降下ばいじん（11地点）

表-7

11地点での降下ばいじんの全市平均値は、5.6トン/k<sup>2</sup>/月であり、測定場所別には3.7～7.2トン/k<sup>2</sup>/月の範囲であった。全市平均値の経年変化は、昭和40年代（昭和43年度 20.2トン/k<sup>2</sup>/月）と比較すると大幅に低くなっており、近年では3～7トン/k<sup>2</sup>/月の範囲で推移している。

## 2 水質汚濁

### (1) 河川

表-8 図-4, 5

河川の環境基準点16河川27地点の全てにおいて、代表的な水質指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）は、環境基準に適合していた。

また、カドミウム、シアン等の健康項目については、海水の影響を受けるふっ素及びほう素を除き、全ての環境基準点で環境基準に適合していた。

### (2) 海域

表-9 図-6-1, 6-2

海域は、健康項目について、7環境基準点全てで環境基準に適合していた。また、生活環境項目のうち、代表的な水質指標であるCODについては、周防灘(S-1)を除く全ての環境基準点で環境基準に適合していた。富栄養化の指標である全窒素及び全りんについては、全ての水域で環境基準に適合していた。

【周防灘(S-1) 2.1mg/L 環境基準値 2mg/L】

周防灘(S-1)のCODの環境基準不適合については、閉鎖性水域である瀬戸内海の一部であることから、植物プランクトンの増殖や底泥の巻き上げが一因と考えられており、ここ10年来一定の範囲内の変動で推移している。

### (3) 湖沼

表-10

湖沼の環境基準が定められている、ます湖沼において、COD、全りん、健康項目について環境基準に適合していた。

### (4) 地下水

表-11

概況調査を11井戸で実施した結果、1井戸が環境基準に不適合であった。当井戸の周辺で、汚染範囲を確認する調査を実施した結果、他に環境基準不適合の井戸は確認されなかった。来年度以降も当井戸で調査を継続する。

また、過去に汚染が確認された井戸については、毎年、継続監視調査を実施しており、平成27年度は24井戸を調査した結果、21井戸が引き続き環境基準に不適合であった。

概況調査で環境基準に不適合であった項目は砒素で、地質由来である可能性が高い。継続監視調査で環境基準に不適合であった項目は、主にテトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素であった。テトラクロロエチレンは、ドライクリーニングや金属の表面洗浄などに使われてきた有機塩素系溶剤であるが、現在はドライクリーニングではほとんど使われておらず、過去に使用されたものによる汚染であると考えられる。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、過剰な施肥や、家畜ふん尿の不適正な処理などが原因と考えられる。

なお、環境基準を超過した井戸については所有者等に結果を通知するとともに、飲用しないように指導している。

## 3 騒音・振動

### (1) 自動車騒音

表-12, 13 図-7-1, 7-2

市内幹線道路214区間で自動車騒音を評価した結果、昼間(6時~22時)の環境基準適合率は96.8%、夜間(22時~6時)の環境基準適合率は96.2%であった。また、昼夜とも環境基準に適合したのは95.6%であり、昼夜とも環境基準に不適合だったのは2.6%であった。

道路管理者に対し、測定結果を通知するとともに、低騒音舗装による道路環境の改善など、環境基準達成に向けた協力を依頼している。

### (2) 新幹線騒音・振動

表-14 図-8

騒音は、新幹線沿線の5地区19地点で測定し、評価できた18地点中12地点で環境基準に適合していた。また、振動は、測定した5地区10地点全てで、緊急に対策を必要とするレベルを定めた指針値<sup>※2</sup>に適合していた。

JR西日本が防音壁の設置や車両の改善を行っていることから、近年苦情はほとんどないが、今後ともJR西日本に騒音の低減対策を求めている。

※2 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(S51、環境庁長官勧告)

### (3) 航空機騒音

表-15 図-9

八幡西区及び若松区の12測定地点のうち、平成27年度は7地点（うち1地点は継続測定）で測定した。その結果、全ての地点とも環境基準に適合していた。残る5地点は前年度に測定を行っており、全ての地点で適合していた。

環境基準に適合している地域であっても航空機騒音に関する苦情が寄せられている。航空機騒音対策を進めるために、防衛省へ住宅防音工事助成の指定区域等の拡大、並びに環境省へ航空機騒音に係る環境基準の見直しを要望している。

## 4 ダイオキシン類

### (1) 一般環境

表-16~21 図-10~13

大気、公共用水域（河川・海域・湖沼）、地下水、土壌の調査を行った結果、全ての測定地点で環境基準に適合していた。

### (2) 発生源の排ガス、排水

表-22~25

ダイオキシン類対策特別措置法の適用事業場を対象とした市の立入測定及び事業者から報告のあった自主測定の結果は、全て排出基準に適合していた。

### (3) 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等

表-26

事業者から報告のあった自主測定の結果、1事業者1施設のばいじんが特別管理廃棄物に該当しており、適正に処理していることを確認した。

### (4) 市の一般廃棄物焼却工場

表-27, 28

排ガスやばいじん等の自主測定の結果、全て基準に適合していた。

## 5 まとめ

今後とも、測定結果のホームページ公開等、市民への情報提供に努めるとともに、環境基準に適合している項目については、発生源に対する監視・指導や環境アセスメントの適切な審査等により、その良好な環境を維持していく。PM2.5等環境基準不適合の項目については、国の調査研究とも連携して知見の蓄積に努め、環境国際協力の推進等を通じて、市民の快適な生活環境づくりに取り組んでいく。